

長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託に関する提案募集要項

1 目的

長瀬射撃場は、施設の老朽化等に伴う収支の悪化が課題となっており、さらに獣害対策の強化など新たな課題も顕在化している。

このため、狩猟人材の育成、射撃スポーツの振興など様々な役割を担う長瀬射撃場の施設整備の方向性の検討に向けて、今後の行政需要の見通しや、効果的な設備のあり方を把握するためのデータ収集や推計、分析等を行う調査を行う。

当該調査の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

2 委託業務名

長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託

3 委託業務内容

「長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

4 業務の期間

契約の日から令和8年10月30日(金)まで

5 委託金額の上限額

9,784,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 参加資格の要件

下記の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成28年4月以降、本業務と同種又は類似業務について、国、地方公共団体等との契約実績があり、誠実に履行した実績があること。
(※類似業務とは、公共施設の整備・運営に関する調査業務や射撃場の管理運営業務、野生鳥獣対策に関する調査業務等をいう。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者ではないこと。
- (3) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 法人税、法人道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。

7 企画提案参加申込書の提出

長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託の企画提案に参加を希望する場合は、あらかじめ、以下の書類を期限までに電子メールで提出し、下記 19 の担当者へ必ず受信確認の電話をすること。

(1) 提出書類

ア 長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託企画提案参加申込書(様式第 1 号)

イ 連絡担当者調書(様式第 2 号)

(2) 提出先

埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当

(メール)a3140-06@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年3月19日(木)午後 3 時 00 分まで

8 質問事項の受付

募集要項などの内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年3月10日(火)午後 3 時 00 分まで

(2) 受付方法

「長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託企画提案募集要項の内容に関する質問書」(別添様式)に記入の上、電子メールで提出し、下記 19 の担当者へ必ず受信確認の電話をすること。なお、口頭による質問は原則として受け付けない。

(メール)a3140-06@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、令和8年3月17日(火)までにホームページ上に掲載する。

なお、本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれがある質問等には回答しない。

(4) その他

書類の提出方法など事務手続に関する質問はこの限りではない。

9 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 法人概要調書(様式第 3 号)

パンフレット等、法人の事業概要が分かるものを添付すること。

(2) 業務実施体制調書(様式第 4 号)

(3) 誓約書(様式第 5 号)

下記のアからウの書類を添付すること。

ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

イ 納税証明書(直近年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書)

ウ 印鑑登録証明書

エ 財務諸表類(直近 3 か年の貸借対照表、損益計算書の写し)

(4) 同種業務実績調書(様式第 6 号)

過去 10 年間に国又は地方公共団体が行う本業務と同種又は類似業務について、誠実に履行した実績を有していることを証する書類を添付すること。

(5) 長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託業務企画提案書(様式第 7 号)

企画提案書に添付する書類の様式は任意とするが、本要項及び長瀬射撃場の施設のあり方に関する調査業務に関する業務委託仕様書などに基づいて作成すること。

【企画提案書の記載事項について】

① 仕様書に記載する各業務の実施方法

調査の実施に当たっての基本的な方針や考え方及び実施手法を記載すること。

(記載事項の例示)

- ・将来の市場規模の推計に当たり、どのように調査推計するのか。
- ・全国の先進事例として主にどのような施設を検討しているのか(2~3事例)。
- ・「優れた射撃場経営の在り方」についてどのようなイメージをもっているのか。

なお、事業の目的を達成するため仕様書に記載された以外の業務を行う提案をする場合は、当該業務に関する内容も併せて記載すること。また、提案の内容の実現可能性についても明記すること。

② 仕様書4(1)①~⑤の調査内容の助言や分析結果の監修を行う専門家の候補者については、専門分野、所属等をできるだけ具体的に記載すること。なお、受託後、県が承認の上、人選を決定するものとする。(同一の専門家が複数の項目を担当することも可とする。)

③ 事業実施のスケジュール案

④ 運営体制

(6) 参考見積書(内訳表を含む)(様式自由)

10 企画提案書等の提出方法

(1) 提出方法

データ(Word、Excel 等)を電子メールで提出
〈提出先〉

埼玉県環境部みどり自然課 野生生物担当
a3140-06@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出期限

令和 8 年3月27日(金)午後 3 時 00 分に提出先で受信した分まで

(3) その他

- ア 企画提案書等の提出については、1 提案者につき 1 提案に限る。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

11 プレゼンテーション審査

県が設置する長瀬射撃場の施設のあり方検討調査業務委託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、参加者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーション(質疑応答を含む)を実施する。

(1) プレゼンテーション審査の実施日等

ア 実施日

令和8年4月8日(水)(予定)

イ 実施方法

Microsoft Teams を用いたオンライン形式

ウ 実施時間

参加者は企画提案書に基づき 20 分以内で提案内容についてプレゼンテーションを行うこと。なお、参加者のプレゼンテーション終了後に企画提案競技審査委員からの質疑(10分以内)を行う。

Microsoft Teams で接続するパソコンは1台とし、プレゼンテーションは提案者の代表者又は実際に業務に従事する予定の者が行うこととする。

プレゼンテーションは既提出の企画提案書等を用いることを基本とし、Microsoft Teams の画面共有機能を使用して行うものとする。

(2) 実施日時連絡

令和8年4月3日(金)までに、参加者に対して実施日、開始時間、会場を電子メールで連絡する。

(3) 第一次審査

参加者が6者以上の場合は、みどり自然課長の書面審査による第一次審査を実施し、第一次審査を通過した者のみプレゼンテーション審査を行う。

(4) 結果の通知及び公表

県は、審査の結果を参加者全員に電子メールで連絡する(4月9日(木)を予定)。

また、最優秀提案者は、その商号又は名称を埼玉県ホームページに掲載し公表する。

なお、審査の経過などに関する問合せには一切応じない。

12 委託候補者の決定方法

選定委員会において、調査業務に係る企画立案・業務遂行能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を委託候補者(受託予定者)に決定する。

なお、主な評価項目は以下のとおりである。

- (1) 業務の目的を理解し、効果的な調査方法が提案されているか。
- (2) 調査・検討方法や、意見聴取を行う専門家等について、具体的に提案されているか。
- (3) 業務のスケジュールが実施可能なものとなっているか。
- (4) 業務を実施するにあたり、十分な運営体制が整えられているか。
- (5) 見積金額は適正か。

13 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、委託候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。

- (2) 下記 15(1) により委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等により委託候補者としての資格要件を失った時は、委託候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が 2 番目に高かった者

を新たに委託候補者とする。

14 契約の締結に関する留意事項

本案件は、令和8年度当初予算の議決が得られた場合に限りプレゼンテーション審査を実施する。上記の議決が得られなかった場合は、遡ってこの公告は無かったものとする。

15 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出(到達)したもの

オ 「9 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの

カ 参加申請書に申請者の記名のないもの。また、記載内容が不鮮明でないもの

キ 予算額、委託金額の上限額を超える金額で見積書を提出したもの

ク その他当該要領などの条件に違反したもの

(2) その他

提出した企画提案書等は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく情報公開請求の対象となる。

16 契約保証金

(1) 上記13により委託元と合意に達した委託候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。

(2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

17 契約方法

本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を予定する(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

18 業務の適正な実施に関する事項

仕様書「7 業務実施に関する留意事項」のとおり。

19 担当者連絡先

埼玉県環境部みどり自然課 自然ふれあい担当 町田、野生生物担当 中原
(住所)〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

(電話)048-830-3143 (FAX)048-830-4775

(メール) a3140-06@pref.saitama.lg.jp